高等学校における合理的配慮の提供について

徳島県教育委員会

一人一人がよりよく学ぶために

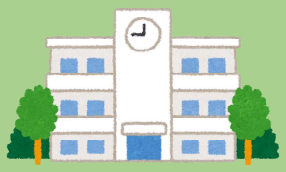

高等学校において、「合理的配慮の提供」は法的義務です

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

平成 28 年 4 月 1 日施行

令和　3 年 6 月 4 日改正

1.「合理的配慮」とは？

〇合理的配慮は、「教育を受ける権利」を保障するための、必要かつ適当な変更・調整を行うことです。

〇合理的配慮は、障がいのある生徒に対し、その状況に応じて、個別に必要とされるものです。

〇障がいのある生徒やその保護者から、合理的配慮を求める申し出があった場合、その実施に伴う負担が過重でない限り、合理的配慮を提供しなければなりません。

「合理的配慮提供」のプロセス（例）

準備

・校内の相談支援体制の整備

管理職のリーダーシップ・校内コーディネーターの指名・校内委員会・相談窓口の周知など

意思の表明

・本人・保護者から合理的配慮の相談

意思の表明がない場合も、明らかに特別な配慮を必要としている場合は自主的な取り組みに努める。

調整

・校内委員会や学年会

①障がいの状態や教育的ニーズの把握

・いつ、どんな場面で困難を示しているか。その困難を改善、克服するために必要な配慮は何か

②配慮の内容や方法の検討

・必要かつ適当であるか

教育的ニーズや教育目標との整合性、主体的な自立や社会参加に必要かどうか

・過重な負担かどうか

体制面、財政面からみた実現の可能性はどうか→過重な負担の場合、代替案の提示

ポイント

❶ケース会議等を通して教職員間で合意形成を行うこと
❷本人・保護者と対話を繰り返して合意形成を行うこと
❸必要に応じて教育委員会等と連携すること

決定

・配慮の内容や方法を決定し共通理解を図る

提供

・全校体制で組織的、継続的に対応

実施した合理的配慮の内容や方法を記録し、まとめたものを教員間で共有する。

定期的な評価

・配慮を実施した後も定期的に評価

「個別の教育支援計画」等に明記し、決定した配慮を提供する。

柔軟な見直し

・校内委員会等で改善策を検討・実施

授業内容がよくわかり、学習活動に参加している実感や達成感を持ちながら、自分の力を最大限に発揮することができるような教育を提供できているかどうかを評価する。

＊問い合わせ先＊　徳島県教育委員会特別支援教育課
TEL 088-621-3140　FAX　088-621-3056
E-mail　tokubetsushienkyouiku@mt.tokushima-ec.ed.jp